

2022年8月19日

各位

株式会社 北陸銀行

学資ローン(カードローンタイプ)の規定改定について

日頃より北陸銀行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、学資ローン(カードローンタイプ)の規定を下記の通り改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象規定 学資ローン(当初カード型)規定

2. 改定内容(新旧対比表)

旧	新
<p>第5条(利息・元利均等返済額の自動支払) 2. 元利金返済移行後の元利金返済額の自動支払(約定返済)</p> <p>(略)</p> <p>③毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と要項で定めた損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。</p>	<p>第5条(利息・元利均等返済額の自動支払) 2. 元利金返済移行後の元利金返済額の自動支払(約定返済)</p> <p>(略)</p> <p>③毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。</p> <p>④元利金の返済が遅れた場合の損害金は、<u>遅延している元金に対し、年14%(1年を365日とし、日割で計算する)</u>として支払うものとします。</p>
<p>第7条(利率の変更) (略)</p> <p>5. <u>要項で定めた遅延損害金の割合も、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更する場合、前項に従い対応するものとします。</u></p>	<p>第7条(利率の変更) (略)</p> <p>5. <u>遅延損害金の割合も、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更する場合、前項に従い対応するものとします。</u></p>

3. 適用開始日 2022年9月15日(木)

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部リテール企画グループ TEL(076)423-7111